

里づくりの拠点施設等整備支援事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、里づくりの拠点施設等整備支援事業の補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の対象となる経費)

第2条 要綱第5条に定める補助事業の対象となる経費は、空家等の機能回復及び設備改善等のための工事に要する費用とし、要綱第3条(2)アの定住型については、専用住宅の建築に係る経費も対象とする。また、要綱第3条(1)の交流施設型、(2)イの居住起業型、(3)農泊・お試し移住型、(4)シェアハウス・シェアオフィス型にあっては造作家具の製作及び設置費用を含むものとする。ただし、次の各号に該当するものは除くものとする。

- (1) 下水道又は浄化槽に係る申請手続き及び検査費用
- (2) 下水道又は浄化槽に係る工事で、公共枿又は放流枿から建物側の配管に係る工事以外の工事費用
- (3) 設備機器又は天井と一体型のもの以外の照明器具
- (4) ビルトイン式以外の設備機器
- (5) 外構工事等、建物本体以外の工事費用(ただし、要綱第3条(3)の農泊・お試し移住型における農業体験等に必要な整備等を建物工事と合わせて実施する場合はこの限りではない)

2 要綱第5条に定める補助事業の対象となる設備機器類は、次に該当するもののうち単価10万円以上(税抜)、耐用年数5年以上のものとする。また、補助対象となる設備機器類の事業費は全体事業費の10%を上限とする。

- (1) 地域住民や入居者が利用できる農業機械、食品加工設備、木材加工設備など。
- (2) 施設の運営に必要と認められる来客用カウンター、ミーティング用テーブルなどの什器類。
- (3) その他新規就農や起業の推進に必要と認められる専用機械設備類。

3 要綱第5条に定める補助事業の対象となる詳細設計費は、建物工事費の10%を上限とする。

(その他の対象要件)

第3条 次に掲げるいずれかに該当するものは、補助事業の対象としない。

- (1) 要綱第3条(2)アの定住型について、洗浄便座又は食器洗い洗浄機の新設又は取替工事等、機能向上のみの改修工事であるもの
- (2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にあるもの
- (3) 都市計画法(昭和四十三年六月十五日法律第百号)、建築基準法(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号)及び農地法(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)等の法的規制に適合していないもの
- (4) 農泊・お試し移住型において、ウのお試し移住特化型の入居者の条件は1年未満となっていないもの(定期借家契約書で確認を行う)。

第4条 要綱第9条に定める補助金交付申請において提出する事業費内訳表には、原則として事業者3者以上の見積もりを添付するものとする。

第5条 要綱第11条に定める軽微な変更は以下のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する総事業費のうち経費区分ごとに20%以内の変更
(ただし、交付決定額に変更が生じる場合を除く。)
- (2) 補助事業等の目的達成や関係法令の手続きに影響を及ぼさない範囲の変更

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年7月11日から施行する。
- 3 この要領は、令和6年3月1日から施行する。